

事務連絡
令和6年4月8日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和6年度被害者保護増進等事業費補助金（社会復帰促進事業）公募について（周知）

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省において、自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進を図る方策を検討することを目的として、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害を有する者が病院・事業者から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う、社会復帰促進事業を実施することとなりました。

別添のとおり、令和6年4月8日（月）～令和6年5月10日（金）の間、当該事業に係る公募を行うとの連絡があったことから、以下補助対象事業者への周知に御協力をお願いいたします。

【補助対象事業者】

自立訓練事業所

なお、社会復帰促進事業に関するご質問については、以下のお問い合わせ先まで、e-mail 又は電話にて受け付けておりますので、この点も併せて周知をお願いいたします。

■お問合せ先

○公募要領について

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(社会復帰促進事業)

メールアドレス shakaifukki!koutsujiko-mlit.jp（!を@に置き換えて下さい）

電話：080-4853-7386

○制度及び好事例集について

物流・自動車局保障制度参事官室

担当 山本、福田

電話：03-5253-8111(内線 41418)、03-5253-8580(直通)

事務連絡
令和6年4月8日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 御中

国土交通省自動車局保障制度参事官室

令和6年度自動車事故対策費補助金（社会復帰促進事業）公募について（周知依頼）

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しているところです。

今般、自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進を図る方策を検討することを目的として、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害を有する者が病院・事業者から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う、社会復帰促進事業のモデル事業を実施することとなり、令和6年4月8日（月）～令和6年5月10日（金）の間、下記のとおり公募を行います。

つきましては、地方自治体や自立訓練事業所を運営する事業者の関係団体等に対して、本補助事業公募にかかるご案内・周知にご協力をお願い申し上げます。

なお、公募のご案内、プレス資料等を添付いたしますのでご活用ください。

また、本補助事業の詳細等につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

記

1. 送付資料

別紙1：国土交通省プレス発表資料

別紙2：公募要領

2. お問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室（担当：山本、福田）

電話：03-5253-8111(内線：41418) 03-5253-8580(直通)

e-mail：hqt-hosyohojo!gxb.mlit.go.jp（!を@に置き換えてください）